

## ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議

2月24日、ロシアは、ウクライナに対し軍事侵攻を開始した。この行為は、ウクライナの主権と領土の一方的な侵害であり、国際法及び国連憲章に重大かつ明白に違反している。このような力による一方的な現状変更は、断じて容認できるものではなく、ロシアの野心的な侵略行為は、ヨーロッパにとどまらず、アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態を招いている。

さらに、ロシアの大統領は、核戦力の行使についても示唆しており、昭和60年7月に核兵器廃絶平和都市を宣言している本市にとって、到底看過できないものである。

全世界から戦争をなくし、恒久平和を望むことは、全人類の共通した願いであり、水戸市議会は、ロシアによる軍事侵攻に断固抗議するとともに、下記事項について、強く求めるものである。

### 記

- 1 ロシアによるウクライナへの攻撃を即時に停止し、同国内から部隊を撤収するよう国際社会と連携して働きかけることを強く求める。
- 2 日本政府は、在留邦人の安全確保に全力を尽くすとともに、国際社会と協調した制裁措置を含め、ロシアへのより厳格な対応をとることを求める。

令和4年3月7日

内閣総理大臣

外務大臣 宛て（各通）

衆参両院議長

水戸市議会